

相談窓口名	岐阜県青少年SOSセンター				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県内にお住いの39歳までの子ども・若者の方とその保護者	対象年齢	39歳まで	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>「子ども・若者総合相談窓口」として、県内の青少年（概ね39歳まで）を対象に、いじめ、不登校、ひきこもり、人間関係、家族関係、障がい、就労など、青少年に関わる悩みに耳を傾け、一緒に解決方法を考えたり、専門の相談窓口や支援機関を紹介。</p> <p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県青少年SOSセンター <p>電話：0120-247-505 E-mail: s-soudan@govt.pref.gifu.jp</p> <p>【相談対応者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任相談員、臨床心理士及び社会福祉士 <p>臨床心理士は、原則第4金曜日の12:00～16:00 社会福祉士は、原則第2金曜日の13:00～17:00</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間（但し、20時～翌9時までは、緊急相談に限る）				
相談先	岐阜県青少年SOSセンター				
相談方法	電話・FAX・メール・面談				
相談時注意点	臨床心理士、社会福祉士との面談は要予約				
問合せ先	・県子ども・女性政策課(058-272-8238)				

相談窓口名	子供SOS24電話相談窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒及び保護者の方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	不登校、いじめなど生徒指導上の問題や悩みを抱える児童生徒や保護者の方の気持ちを受け止め、悩み等の解決を図るため、電話相談に夜間・休日・祝日も含め24時間体制の相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間				
相談先	子供SOS24電話相談窓口				
相談方法	電話				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・ 県教育委員会 学校安全課教育相談係 (058-271-3328)				

相談窓口名	教育相談ほほえみダイヤル電話相談窓口				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒及び保護者の方	対象 年齢	制限なし	匿名 対応	○
相談窓口 概要	不登校、いじめなど生徒指導上の問題や悩みを抱える児童生徒や保護者の方の気持ちを受け止め、悩み等の解決を図るため、各教育事務所において相談支援を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 9:30～16:15				
相談先	各教育事務所が設置する相談窓口				
相談方法	電話				
相談時注意点	フリーダイヤルについては、携帯電話相談不可。携帯電話からは、各地区相談窓口へ				
問合せ先	・ 県教育委員会 学校安全課教育相談係 (058-271-3328)				

相談窓口名	ICTを活用した相談事業				
	関連HP	—			
対象者	県内の中学校、義務教育学校（後期）、高等学校、特別支援学校の生徒（中学部、高等部） ※私立、国立も含む	対象年齢	中高生	匿名対応	○
相談窓口概要	LoGoフォームを用いて相談窓口を開設し、中学、高校生等を対象に相談窓口を案内。ICTを活用した悩み相談等を実施。				
対応期間	5月6日～17日（12日間） 8月23日～9月1日（10日間） 1月5日～1月14日（10日間）				
対応時間	期間内常時受け付け 後日メールで返信				
相談先	県が設置するLoGoフォーム相談窓口				
相談方法	メール				
相談時注意点	メールの返信に2, 3日程度要します				
問合せ先	・岐阜県教育委員会 学校安全課教育相談係（058-271-3328）				

相談窓口名	本部少年サポートセンター(ヤングテレホン)				
	関連HP	県公式ホームページ			
対象者	悩みを持つ少年、又はその親、関係者等	対象年齢	20歳未満	匿名対応	○
相談窓口概要	<p>いじめや不登校、友人関係、学校生活に関する事など、20歳未満の少年に関する悩み事やトラブル等の相談支援を実施。</p> <p>【相談窓口】 岐阜県警察本部藪田分庁舎（OKBふれあい会館東）</p> <p>【電話番号】 0120-783-800</p>				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15（祝日、年末年始を除く）				
相談先	本部少年サポートセンター				
相談方法	面接・電話・メール				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	本部少年サポートセンター 0120-783-800				

相談窓口名	こどもの人権110番				
	関連HP	法務局ホームページ			
対象者	子どもをめぐると人権問題を抱えている方	対象年齢	制限なし	匿名対応	○
相談窓口概要	子どもをめぐると人権問題でお困りの方に対し、法務局職員又は人権擁護委員による相談を実施。				
対応期間	全期間				
対応時間	平日のみ 8:30~17:15				
相談先	最寄りの法務局				
相談方法	電話・メール・LINE				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・こどもの人権110番 (0120-007-110)				

相談窓口名	18歳以下の方へ（支援窓口案内サイト）				
	関連HP	内閣府（孤独・孤立対策推進室）			
対象者	人には言えない悩みごとをひとりでかかえて苦しんでいる方	対象年齢	18歳以下	匿名対応	○
相談窓口概要	18歳以下の方を対象に、学年（年齢）や悩みの種類（学校、家族、友人、自分等）、具体的な悩み（勉強のこと、将来への希望、友人関係等）、希望する相談方法から自身に該当する項目を選択することで、適切な支援窓口を紹介。				
対応期間	全期間				
対応時間	365日24時間				
相談先	サイト（チャットボット）				
相談方法	サイト（チャットボット）				
相談時注意点	特になし				
問合せ先	・内閣府 孤独・孤立対策推進室（03-5253-2111（代表））				